

中山間地域等直接支払制度の実施状況及び検証事項（案）

平成16年3月18日

農村振興局地域振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度の実施状況	1
1. 市町村数	1
2. 協定数	2
3. 協定締結面積	2
4. 地目別の協定締結面積	3
5. 交付基準別の協定締結の面積	4
6. 耕作放棄地の発生防止等	5
7. 集落協定の活動状況	6
8. 個別協定の取組状況	1 2
9. 対象地域及び対象農用地	1 3
中山間地域等直接支払制度の検証事項(案)	1 6

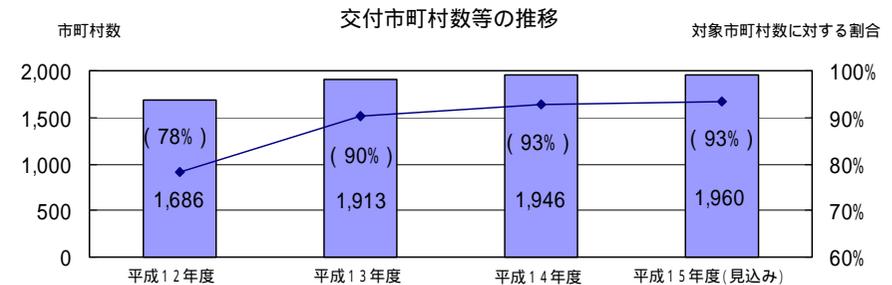
中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 市町村数

平成15年度に中山間地域等直接支払交付金の交付が見込まれる市町村（以下「交付見込み市町村」という。）は、平成14年度から14市町村増加し、1,960市町村となり、対象農用地を有する市町村（以下「対象市町村」という。）2,101市町村の93%となっている。

交付市町村数等（平成15年度は見込み）

	平成14年度	平成15年度	増減(率)
交付見込み市町村数	1,946	1,960 ₂	14増(0.7%増)
対象市町村数	2,101 ₁	2,101 ₃	-
/	93%	93%	-



- 1 平成14年度に交付対象となる農用地を有する市町村として、都道府県から報告のあった市町村数
- 2 平成15年度に交付見込みとなる市町村として、都道府県から報告のあった市町村数（但し、平成15年度に市町村合併する前の市町村数で、合併後は1,940市町村となる。）
- 3 平成15年度に交付対象となる農用地を有する市町村として、都道府県から報告のあった市町村数（但し、平成15年度に市町村合併する前の市町村数で、合併後は2,081市町村となる。）

2. 協定数

(1) 集落協定

平成15年度に新たに締結された集落協定の数は407協定で、平成14年度までに締結された32,747協定と合わせ、33,154協定（1.2%の増加）となっている。

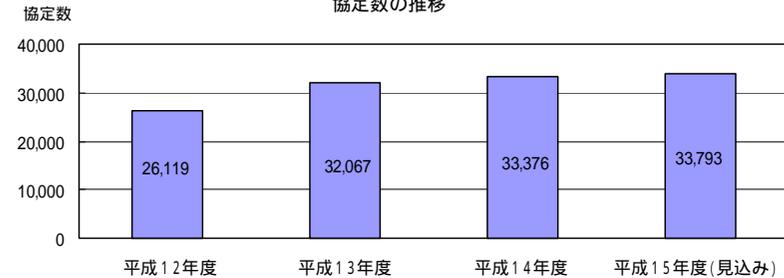
(2) 個別協定

平成15年度に新たに締結された個別協定の数は10協定で、平成14年度までに締結された629協定と合わせ、639協定（1.6%の増加）となっている。

協定数(平成15年度は見込み)

	平成14年度	平成15年度	増減(率)
集落協定数	32,747	33,154	407増(1.2%増)
個別協定数	629	639	10増(1.6%増)
合計	33,376	33,793	417増(1.2%増)

協定数の推移



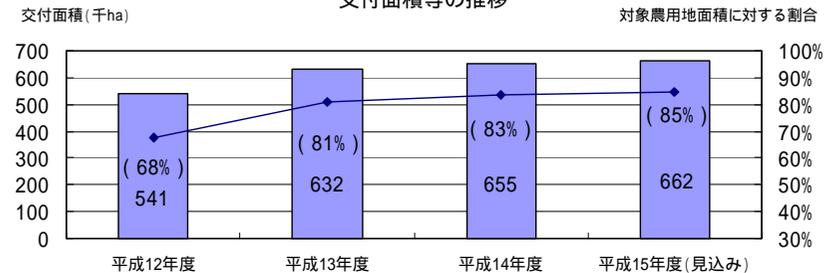
3. 協定締結面積

協定締結面積（見込み）は、平成14年度から約7千ヘクタール（1.1%）増加し、約66万2千ヘクタールとなり、平成15年度までに策定された市町村基本方針に定められた対象農用地面積の合計の約85%となっている。

交付面積等(平成15年度は見込み)

	平成14年度	平成15年度	増減(率)
交付見込み面積	65万5千ha	66万2千ha	7千ha増(1.1%増)
対象農用地面積	78万4千ha ⁴	78万1千ha ⁵	3千ha減(0.4%減)
/	83%	85%	2%増

交付面積等の推移



4 平成14年度において市町村基本方針に定められている対象農用地として、都道府県から報告のあった面積

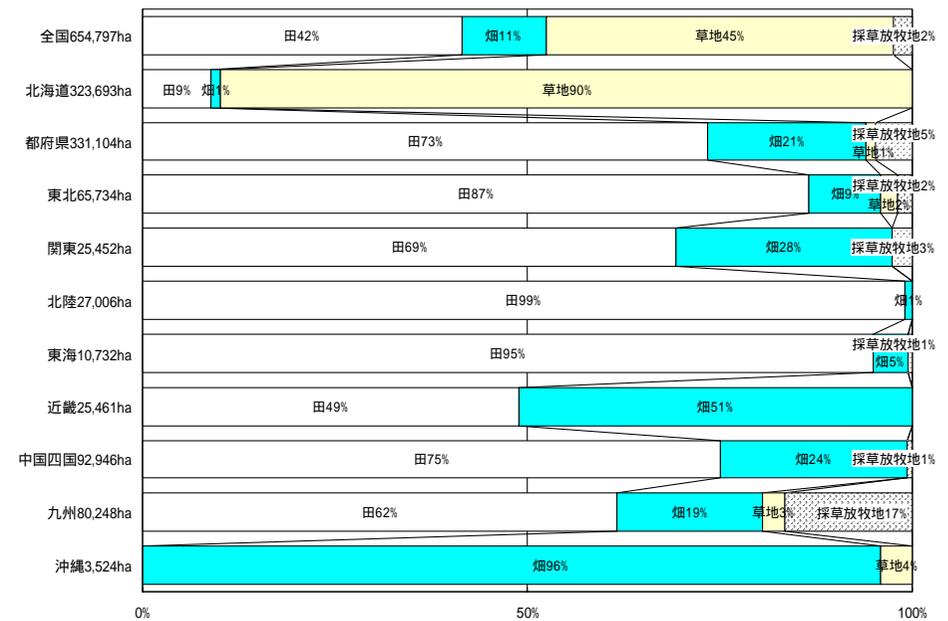
5 平成15年度において市町村基本方針に定められている対象農用地として、都道府県から報告のあった面積

(以下は、平成14年度の数値を使用)

4. 地目別の協定締結面積

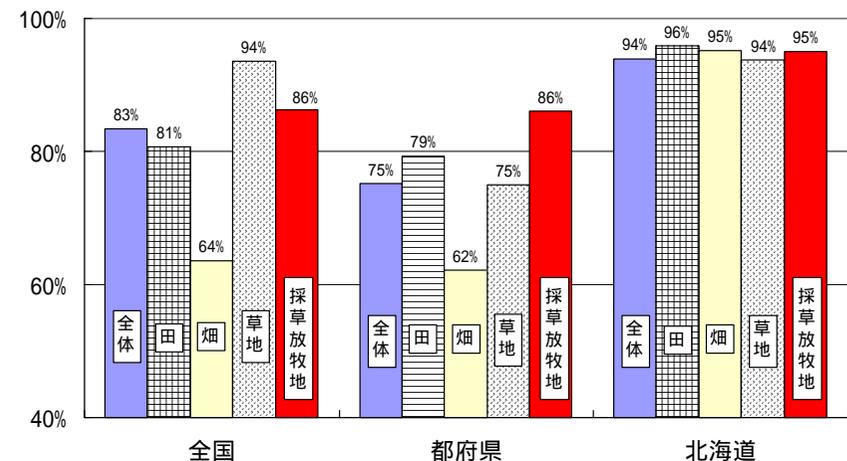
(1) 地目別の協定締結面積の割合は、北海道においては草地在90%を占め、都府県においては田が73%を占めている。また、ブロック別に見ると東北(87%)、北陸(99%)、東海(95%)においては田の割合が高く、近畿においては畑の割合が高く(51%)、九州においては、他のブロックに比べて採草放牧地の割合が高く(17%)、沖縄においては、畑が96%を占めるといった特徴にある。

地目別の協定締結面積の割合



(2) 地目別の協定締結率は、田81%、畑64%、草地94%、採草放牧地86%となっており、畑での協定締結率が低い状況となっている。

地目別の協定締結率

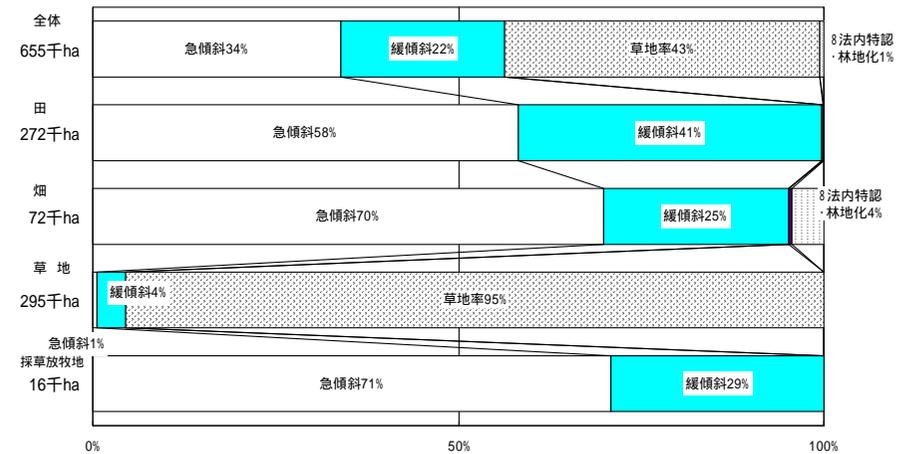


5. 交付基準別の協定締結の面積

(1) 交付基準別の協定締結面積の割合は、田では、「急傾斜」が58%、「緩傾斜」が41%となっているが、畑及び採草放牧地については、「急傾斜」が約7割と田に比べて高い割合となっている。草地については、「積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地（以下、「草地比率の高い草地」という。）」が95%を占めている。

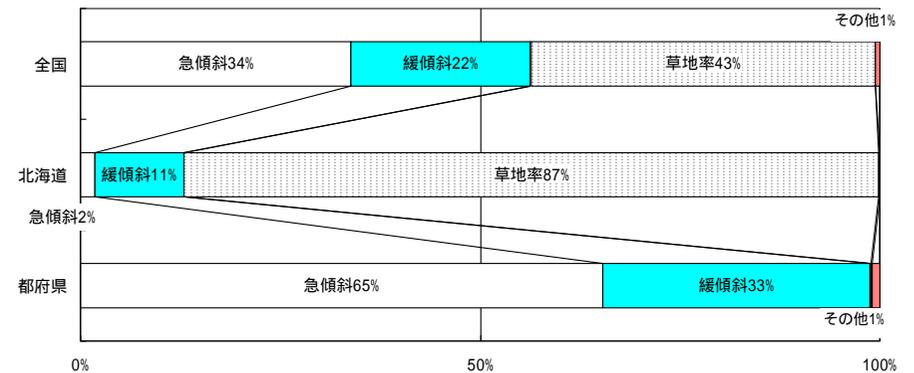
- 注) 1. 「急傾斜」とは、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の農地
 2. 「緩傾斜」とは、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の農地

交付基準別の協定締結面積の割合（地目別）



(2) ブロック別に見ると、北海道は「草地比率の高い草地」が87%を占めており、また、都府県においては、「急傾斜」が65%を占めている。

交付基準別の協定締結面積の割合（ブロック別）



既耕作放棄地等の取り込み状況

	既耕作放棄地		林地化面積 (ha)	左のうち林地化 済面積 (ha)
	復旧面積 (ha)	左のうち復旧済 面積 (ha)		
北海道	4	4	5	0
東北	139	85	6	5
関東	75	17	3	2
北陸	17	4	1	1
東海	5	3	1	0
近畿	50	26	1	1
中四国	42	15	4	2
九州	80	35	9	5
沖縄県	2	2	0	0
都府県	410	187	23	14
全 国	415	192	27	14

6. 耕作放棄地の発生防止等

(1) 平成15年度（見込み）までに66万2千haの農用地において、協定が締結され、適切な農業生産活動等が継続され、耕作放棄地の発生が防止されているとともに、平成12年度から平成16年度までの5年間のうちに415haの既耕作放棄地を復旧することが協定に位置付けられている。

(2) 集落協定等の締結を通じて、集落内で地域の土地利用のあり方について積極的な見直しが行われ、平成14年度までに11,300haが農振農用地区域へ編入されている。

農振農用地区域への編入状況

	農振農用 地区域へ の編入を 行った市 町村	農振農用 地区域へ の編入 を行った 協定数	うち協定内 の全農用地 面積を編入 した協定数	農振農用地区 域への編入面 積 (ha)	内 訳			
					田	畑	草地	採草放牧地
北海道	4	13	0	369	224	36	108	0
東北	62	575	39	1,240	820	77	188	155
関東	79	614	44	1,185	949	177	60	0
北陸	66	695	79	1,337	1,269	68	0	0
東海	25	149	12	112	108	4	0	0
近畿	40	328	56	673	143	526	0	4
中国四国	182	2,017	106	2,886	1,589	1,181	11	101
九州	107	1,563	162	3,034	1,973	853	15	193
沖縄	1	1	1	498	0	208	151	139
都府県	562	5,942	499	10,965	6,850	3,093	424	592
全 国	566	5,955	499	11,334	7,075	3,130	533	592

数値は平成12年度から平成14年度までの累積

(参考指標) 全国の農振農用地区域内農地面積の状況

	農振農用地区域内 農地面積	
	減少の内訳	
	除外面積	編入面積
H12.3 ~ H15.3	29,028ha	49,755ha / 25,026ha

資料：農村振興局農村政策課調べ

7. 集落協定の活動状況

(1) 集落協定の概要

1 集落協定当たりの交付金額は、北海道で1,260万円、都府県で143万円となっており、約10倍の格差が生じている。都府県では北陸が207万円と、沖縄を除いた他のブロックに比べて高くなっている。

また、参加者1人当たりの平均交付金額は、北海道で38万円、都府県で7万円となっている。

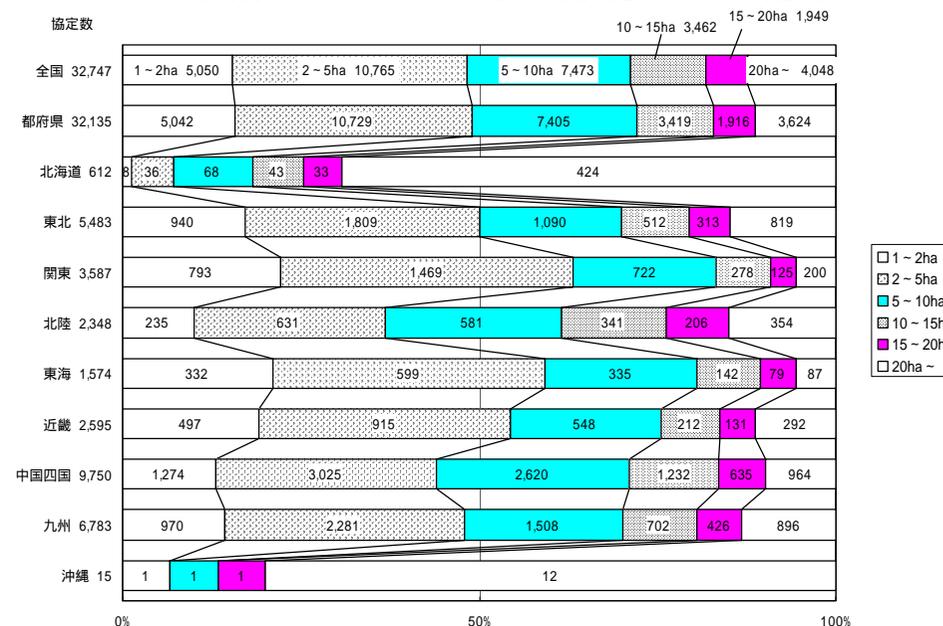
集落協定の概要等

	集落協定の概要				1市町村当たりの協定締結状況 (集落協定及び個別協定の合計)		
	1協定当たりの平均			協定参加者1人当たりの平均	協定締結数	協定締結面積 (ha)	交付金額 (万円)
	協定参加者数	協定締結面積 (ha)	交付金額 (万円)				
北海道	32.9	529	1,260	38.3	6.0	3,173	7,563
東北	18.2	12	160	8.9	19.9	228	3,090
関東	21.5	7	101	4.7	12.3	86	1,232
北陸	22.2	11	207	9.3	15.0	172	3,105
東海	20.3	7	97	4.8	13.1	88	1,259
近畿	21.1	10	141	6.7	16.1	157	2,258
中四国	17.7	9	137	7.8	23.4	219	3,182
九州	20.3	12	145	7.2	18.4	215	2,644
沖縄	74.8	224	866	12.1	1.9	392	1,505
都府県	19.5	10	143	7.4	17.9	181	2,517
全国	19.8	20	163	8.3	17.3	339	2,783

(2) 集落協定の規模

集落協定における農用地面積別協定数を見ると、都府県では1ha以上5ha未満層が約5割を占め、20ha以上層が約1割となっている。北海道では、20ha以上層が約7割存在している。

集落協定における農用地面積別協定数の割合



営農上の一体性の形態別協定数

(単位:協定)

集落協定締結数(31,462)のうち、営農上の一体性()の要件を適用している集落協定数は60%に当たる18,977協定となっている。これをブロック別に見ると、最も適用されているブロックは中国四国74%、次いで北陸69%、近畿67%となっており、都府県の平均は61%となっている一方、北海道においては34%の適用率となっている。

また、営農上の一体性について形態別に適用状況を見ると、「団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合」が74%を占めている。

	集落協定数	うち営農上の一体性の要件を適用している集落協定数		営農上の一体性の形態別					
				耕作者等重複・共同作業実施		同一生産組織・農業生産法人等		線的施設介在・構成員全員管理	
				数	(%)	数	(%)	数	(%)
北海道	568	194	(34.2%)	76	(39.2%)	12	(6.2%)	125	(64.4%)
東北	5,237	2,388	(45.6%)	871	(36.5%)	92	(3.9%)	1,375	(57.6%)
関東	3,297	1,808	(54.8%)	390	(21.6%)	21	(1.2%)	1,411	(78.0%)
北陸	2,310	1,591	(68.9%)	411	(25.8%)	50	(3.1%)	1,200	(75.4%)
東海	1,537	873	(56.8%)	187	(21.4%)	131	(15.0%)	582	(66.7%)
近畿	2,587	1,744	(67.4%)	496	(28.4%)	32	(1.8%)	1,229	(70.5%)
中国四国	9,420	6,995	(74.3%)	1,228	(17.6%)	296	(4.2%)	5,589	(79.9%)
九州	6,492	3,382	(52.1%)	837	(24.7%)	120	(3.5%)	2,486	(73.5%)
沖縄	14	2	(14.3%)	0	(0.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
都府県	30,894	18,783	(60.8%)	4,420	(23.5%)	744	(4.0%)	13,872	(73.9%)
全国	31,462	18,977	(60.3%)	4,496	(23.7%)	756	(4.0%)	13,997	(73.8%)

(注)一つの集落協定に複数の団地がある場合があるので、形態別の計とは一致しない。

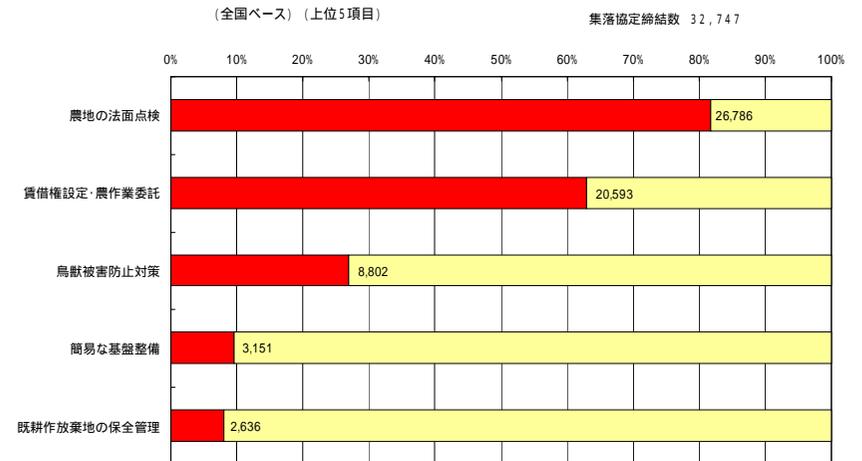
()交付金の交付対象となる農用地は1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上必要である。「営農上の一体性」とは、一団の農用地を構成する全ての団地が、団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、その全ての耕作者、受託者等による共同作業が行われている場合、同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合、団地間に水路・農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合のいずれかの条件を満たす場合としている。

(3) 集落協定に位置付けられている活動内容

「農用地の維持・管理等」の実施状況

集落協定の全協定に位置付けられている「水路・農道等の維持・管理」以外の主な活動の実施状況について見ると、農用地の維持・管理等においては、「農地の法面点検」が82%と最も高く、次いで「耕作放棄されそうな農用地の担い手への賃借権の設定・農作業の委託」が63%となっている。また、「鳥獣被害防止対策」も28%の協定で行われている。

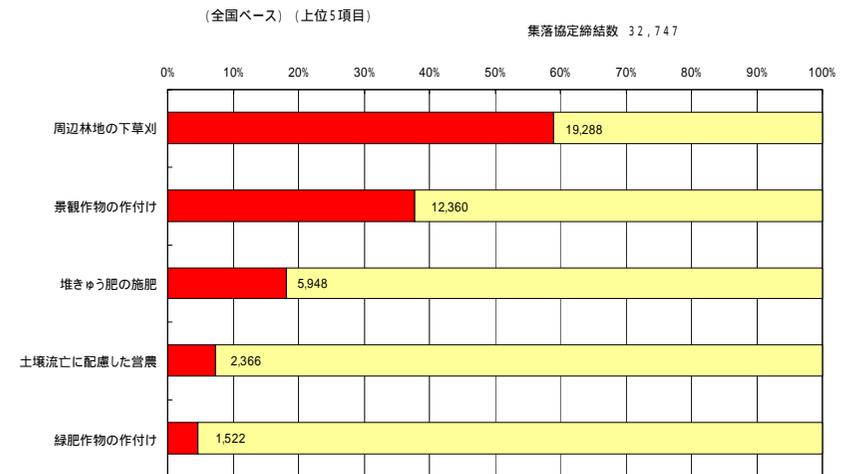
「農用地の維持・管理等」の実施状況



「多面的機能を増進する活動」の実施状況

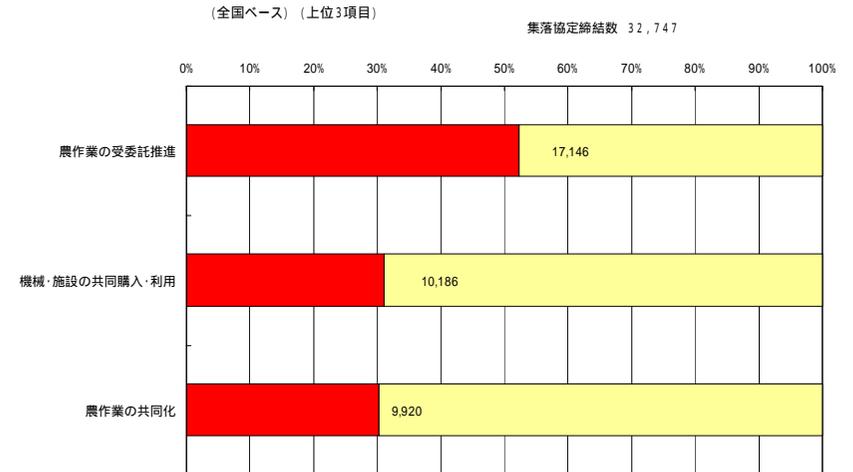
多面的機能を増進する活動においては、「周辺林地の下草刈り」が59%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」38%、「堆きゅう肥の施肥」18%となっている。

「多面的機能を増進する活動」の実施状況



「生産性・収益の向上」を目標とした取組状況
 生産性・収益の向上を目標とした取組においては、「農
 作業の受委託の推進」が53%と最も多く、「機械・施設
 の共同購入・利用」及び「農作業の共同化」がそれぞれ
 30%程度となっている。

「生産性・収益の向上」を目標とした取組状況



「農業生産活動の担い手の定着」を目標とした取組状況
 担い手の定着を目標とした取組においては、「オペレー
 タの育成・確保」が43%と最も多く、次いで「認定農業
 者の育成」30%、「農地の面的集積」28%となっている。

「担い手の定着」を目標とした取組状況



(4) 共同取組活動に係る交付金の活用状況

交付金の配分方法

共同取組活動への配分割合別協定数をみると、40%以上60%未満が75%と最も多くなっており、全て共同取組活動に配分している協定も2,910協定（9%）ある一方で、個人に全て配分している協定も673協定（2%）ある。

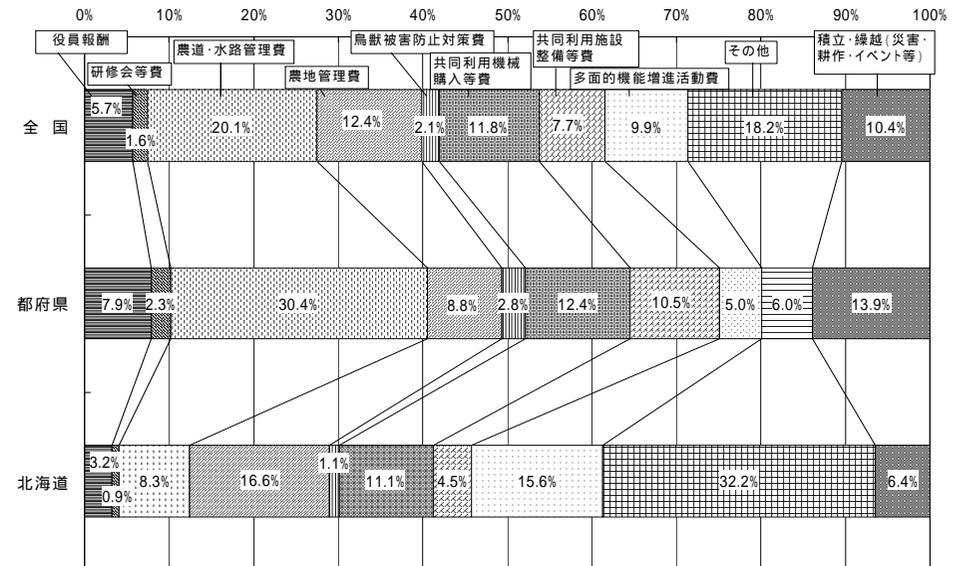
集落協定における共同取組活動への配分割合別協定数

	合計	0%	1%以上	20%以上	40%以上	60%以上	80%以上	100%
			20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	100%未満	
全国	32,747	673	1,090	1,622	24,600	1,476	376	2,910
	100.0%	2.1%	3.3%	5.0%	75.1%	4.5%	1.1%	8.9%
都府県	32,135	673	1,090	1,622	24,137	1,417	350	2,846
	100.0%	2.1%	3.4%	5.0%	75.1%	4.4%	1.1%	8.9%
北海道	612	0	0	0	463	59	26	64
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.7%	9.6%	4.2%	10.5%

共同取組活動の交付金の用途

共同取組活動の交付金の用途をみると、「農道・水路管理費」が最も多く、交付金の20%が充てられており、次いで「農地の管理費」、「共同利用機械購入等費」となっている。

共同取組活動の交付金の使途別割合



北海道の「その他」の具体的内容は、畜舎内外の環境整備費（5割）、町全体の農業振興のための基金へ充当（3割）、農協への事務委託費（2割）である。

(5) 集落協定活動への参加者の状況

対象農用地を持たない農業者や非農業者でありながら協定に参加している者の集落協定参加者に占める割合を見ると、北海道では、4,647人の参加者で合わせて23%という高い参加率となっている。また、都府県においても、13,280人で2%の参加率となっている。

また、対象農用地を持たない農業者や非農業者が参加している集落協定は、2,844協定で、全集落協定の9%となっている。

対象農用地を持たない農業者等の集落協定参加者数

ブロック	参加者数	農業者	うち対象農用地を持たない農業者	生産組織	水利組合・土地改良区	その他	うち非農業者
北海道	20,152	19,556	4,584	287	135	174	63
東北	99,829	98,008	1,453	294	717	810	252
関東	77,155	75,914	524	110	511	620	170
北陸	52,142	49,808	2,117	448	633	1,253	515
東海	31,905	31,322	198	88	303	192	109
近畿	54,751	52,860	1,243	292	985	614	53
中国四国	172,162	166,036	3,241	734	3,131	2,261	1,375
九州	137,663	134,458	1,534	403	1,555	1,247	494
沖縄	1,122	1,113	0	7	0	2	2
都府県	626,729	609,519	10,310	2,376	7,835	6,999	2,970
全国	646,881	629,075	14,894	2,663	7,970	7,173	3,033
割合	100%	97.2%	2.3%	0.4%	1.2%	1.1%	0.5%

対象農用地を持たない農業者等が参加している集落協定数

ブロック	協定数	対象農用地を持たない農業者が参加している協定数	生産組織が参加している協定数	水利組合・土地改良区が参加している協定数	その他の者が参加している協定数	うち非農業者が参加している協定数
北海道	612	268	109	16	77	30
東北	5,483	244	261	498	317	49
関東	3,587	78	97	302	233	45
北陸	2,348	332	394	347	476	144
東海	1,574	45	87	227	73	38
近畿	2,595	183	271	518	299	15
中国四国	9,750	680	588	1,338	698	337
九州	6,783	259	355	859	306	96
沖縄	15	0	2	0	1	1
都府県	32,135	1,821	2,055	4,089	2,403	725
全国	32,747	2,089	2,164	4,105	2,480	755
割合	100%	6.4%	6.6%	12.5%	7.6%	2.3%

8. 個別協定の取組状況

(1) 個別協定締結者の経営形態別の内訳をみると、認定農業者等が全個別協定数の約8割を占めており、次に農業生産法人が約1割となっている。しかし、個別協定締結面積に占める割合においては、認定農業者29%、農業生産法人23%と大きな差はみられない。

- (2) また、個別協定のある市町村において、個別協定に取り組んでいる主な理由は、次のとおり。
- ・ 一団の農用地を耕作している者が一人であった。
 - ・ 団地が離れた場所にあり、集落が存在せず、個人で農地を管理せざるを得なかった。
 - ・ 山際の農地で、保全しなければならない農地なのだが、集落では管理が難しいとのことで、認定農業者に依頼。
 - ・ 高齢者が多く、集落協定が結べなかったが、若いイターン者が個別協定を締結。
 - ・ 面積要件等で集落協定が締結できない集落では個別協定を締結。
 - ・ 集落協定を前提として話し合いをしたが、まとまらず、やる気のある農家が個別協定を締結。
- 等。

個別協定の経営形態別の内訳

ブロック	市町村数		合計	認定農業者等	農業生産法人	任意組織	農業協同組合	第3セクター	その他
全国	276	協定数	629	478	72	30	22	18	9
			(100.0%)	(76.0%)	(11.4%)	(4.8%)	(3.5%)	(2.9%)	(1.4%)
		面積(ha)	4,778	1,365	1,099	897	1,050	185	182
			(100.0%)	(28.6%)	(23.0%)	(18.8%)	(22.0%)	(3.9%)	(3.8%)
北海道	該当なし								
東北	76	協定数	256	215	17	13	6	5	0
			(100.0%)	(84.0%)	(6.6%)	(5.1%)	(2.3%)	(2.0%)	(0.0%)
		面積(ha)	2,072	636	561	583	186	106	0
			(100.0%)	(30.7%)	(27.1%)	(28.1%)	(9.0%)	(5.1%)	(0.0%)
関東	37	協定数	58	27	9	9	9	0	4
			(100.0%)	(46.6%)	(15.5%)	(15.5%)	(15.5%)	(0.0%)	(6.9%)
		面積(ha)	812	52	127	263	225	0	146
			(100.0%)	(6.4%)	(15.6%)	(32.4%)	(27.7%)	(0.0%)	(18.0%)
北陸	11	協定数	12	4	3	0	0	5	0
			(100.0%)	(33.3%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(41.7%)	(0.0%)
		面積(ha)	54	11	23	0	0	21	0
			(100.0%)	(20.1%)	(42.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(38.0%)	(0.0%)
東海	14	協定数	19	14	4	0	0	0	1
			(100.0%)	(73.7%)	(21.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.3%)
		面積(ha)	89	31	46	0	0	0	11
			(100.0%)	(35.2%)	(52.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(12.7%)
近畿	10	協定数	12	10	2	0	0	0	0
			(100.0%)	(83.3%)	(16.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
		面積(ha)	22	20	2	0	0	0	0
			(100.0%)	(91.5%)	(8.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
中国四国	87	協定数	185	133	32	7	5	5	3
			(100.0%)	(71.9%)	(17.3%)	(3.8%)	(2.7%)	(2.7%)	(1.6%)
		面積(ha)	1,204	368	292	27	450	50	17
			(100.0%)	(30.6%)	(24.3%)	(2.3%)	(37.4%)	(4.2%)	(1.4%)
九州	39	協定数	85	74	5	1	1	3	1
			(100.0%)	(87.1%)	(5.9%)	(1.2%)	(1.2%)	(3.5%)	(1.2%)
		面積(ha)	364	246	48	24	30	8	8
			(100.0%)	(67.5%)	(13.1%)	(6.5%)	(8.3%)	(2.3%)	(2.2%)
沖縄県	2	協定数	2	1	0	0	1	0	0
			(100.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)
		面積(ha)	161	1	0	0	159	0	0
			(100.0%)	(0.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.1%)	(0.0%)	(0.0%)

9. 対象地域及び対象農用地

(1) 都道府県特認地域及び特認基準の設定状況

都道府県知事特認については、千葉県、神奈川県、大阪府の3府県を除く44都道府県で設定されており、全体の協定締結面積（H14：65万5千ha）に占める当該特認面積の割合は8.7%となっている。また、都道府県知事特認に係る協定締結面積は、特認の実施上限である22万2千ha（農振農用地面積の5%）に対し、約1/4の5万7千haとなっている。

対象地域及び対象農用地に関する知事特認の設定状況

平成14年3月31日現在

都道府県名	6法地域内での農用地基準設定状況	設定状況	8法地域外の農用地基準										
			国のガイドラインによるもの			独自基準を設定	特認地域の農用地の指定基準						
			8法隣接	統計上	社会経済		急傾斜農用地	緩傾斜農用地	小区画・不整形の農用地	高齢化・耕作放棄地率の高い地域の農用地	草地比率の高い草地		
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
山梨県													
長野県													
静岡県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
岐阜県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													
全国計	2	43	36	38	15	17	43	24	22	16	1		

通常・特認基準別協定締結面積

(単位:千ha)

合計	田		畑		草地		採草放牧地							
	通常	特認	通常	特認	通常	特認	通常	特認						
655	598	57	272	248	23	72	62	10	295	271	24	16	16	0
100.0%	91.3%	8.7%	41.5%	37.9%	3.6%	11.0%	9.5%	1.5%	45.0%	41.4%	3.6%	2.5%	2.5%	0.0%

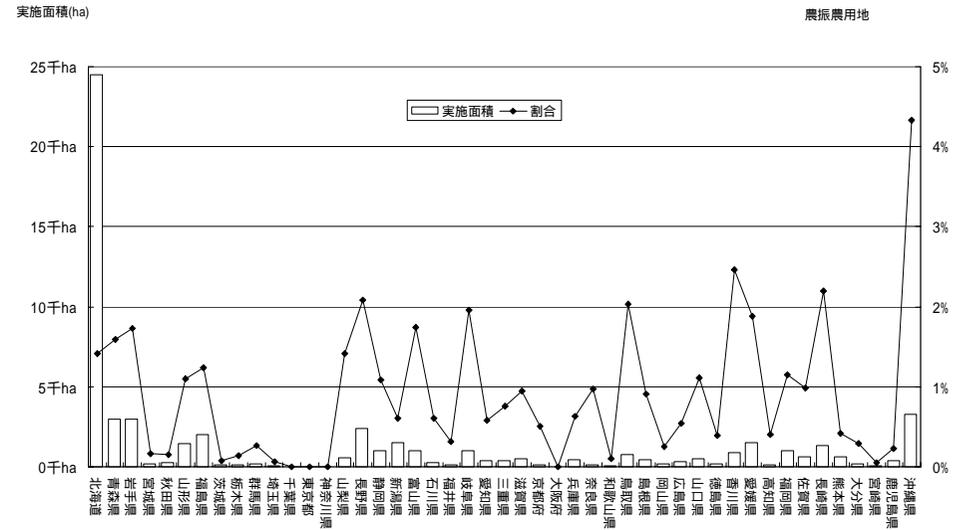
注: 下段は全協定締結面積(65万5千ha)に占める割合

特認に係る協定締結面積の特認上限面積に占める割合

農振農用地面積 (千葉、神奈川、大阪除く)	特認上限面積 (×5%)	特認に係る 協定締結面積	割合
4,448,867 ha	222,443 ha	57,139 ha	26%

注: 特認枠の基準となる農振農用地面積は、平成11年3月末の数値とする。

対象地域及び対象農用地に関する知事特認基準による実施面積



(2) 市町村が基本方針に定めている対象農用地

交付金を交付している市町村のうち、市町村長の裁量要件（緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地）を設定している市町村数は、1,444市町村で全体の76%となっている。

地域別にみると、東北（84%）、東海（81%）及び中国四国（84%）においては設定割合が高いが、北海道（53%）、近畿（51%）及び沖縄（56%）においては、設定割合が低い。

市町村裁量要件の適用状況

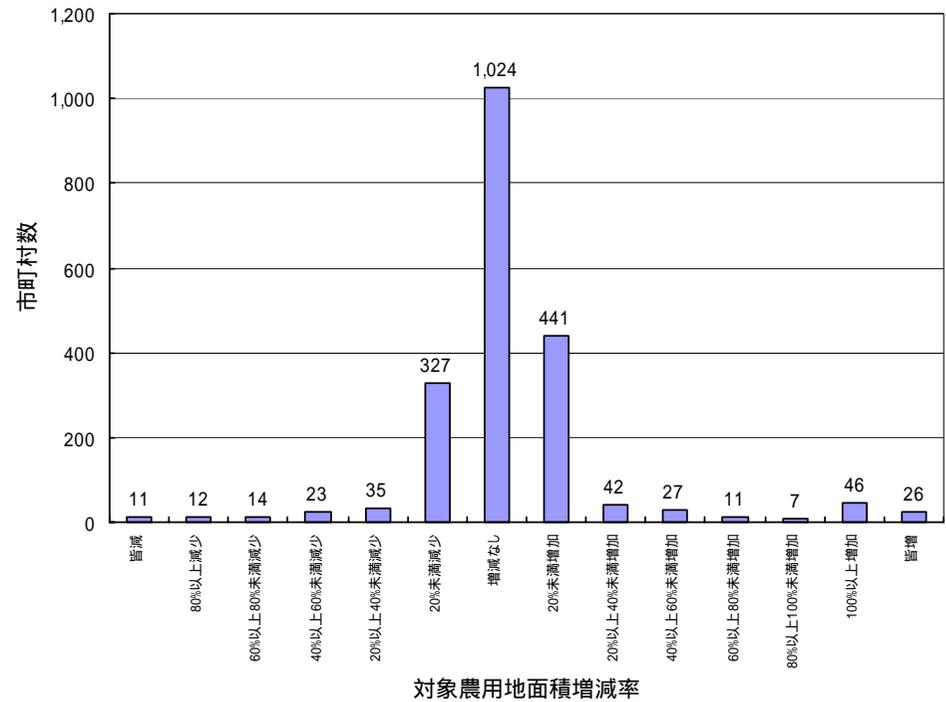
ブロック	交付市町村	市町村裁量要件		内 訳							
				緩 傾 斜 農 用 地						高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地	
		指定市町村数	割合(%) /	指定市町村数	全て対象	ガイドライン	独自基準	割合(%) /	指定市町村数	割合(%) /	
北海道	99	53	53.5%	52	42	8	2	52.5%	5	5.1%	
東北	281	235	83.6%	235	69	145	21	83.6%	77	27.4%	
関東	297	233	78.5%	231	93	130	8	77.8%	43	14.5%	
北陸	155	121	78.1%	121	4	45	72	78.1%	43	27.7%	
東海	120	97	80.8%	97	52	40	5	80.8%	24	20.0%	
近畿	161	83	51.6%	82	15	49	18	50.9%	21	13.0%	
中国四国	421	355	84.3%	353	196	80	77	83.8%	94	22.3%	
九州	370	262	70.8%	262	93	131	42	70.8%	53	14.3%	
沖縄	9	5	55.6%	5	5	0	0	55.6%	5	55.6%	
都府県	1,814	1,391	76.7%	1,386	527	620	243	76.4%	360	19.8%	
全国	1,913	1,444	75.5%	1,438	569	628	245	75.2%	365	19.1%	

(注) 1. 全て対象とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(4)のアの緩傾斜農用地基準を満たしているものを全てを対象としているものをいう。
 2. ガイドラインとは、同実施要領第3の8の国が定める「緩傾斜農用地のガイドライン」に準じた基準を設けているものをいう。

基本方針策定市町村の平成13年度と14年度を比較すると、約5割の市町村において対象農用地面積の増減が見られ、また、2割以上の面積増減がある市町村も1割を越えている。

このような、対象農用地を増減している市町村においては、協定締結が確実にされた農用地についてのみ対象農用地として市町村基本方針に位置付けている場合や協定締結が見込まれない農用地は対象農用地から除外する場合が想定される。

平成13年から平成14年の対象農用地面積増減率毎の市町村数



	対象農用地を有する市町村数	うち農用地面積の増減のあった市町村数		
		小計	増加	減少
平成13年度	2,020			
平成14年度	2,035	1,022 (50%)	600 (29%)	422 (21%)

中山間地域等直接支払制度の検証事項（案）

現行制度の考え方	検証事項等	該当頁
<p>(集落協定)</p> <p>農業生産活動等を行う農業者等の中で締結 (主な規定事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定対象農用地の範囲、構成員の役割分担 ・ 農業生産活動等として取り組むべき事項 <p>農業生産活動等とは、耕作放棄の発生防止、水路農道等の管理活動等の適正な農業生産活動に加え、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながる活動。</p> ・ 交付金の使用方法 <p>交付金の配分については、「共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に当てるように指導すること」としている。</p> ・ 生産性や収益の向上、担い手の定着等に関する目標 ・ 食料自給率の向上に資するための生産の目標 ・ 市町村の基本方針により規定すべき事項 (以下任意事項) ・ 集落の総合力の発揮に資する事項 ・ 集落の将来像についてのマスタープラン 	<p>耕作放棄地の発生防止の状況</p> <p>耕作放棄地の復旧、維持・管理の状況</p> <p>集落協定の地目別取組状況</p> <p>協定に基づく活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動等の取組状況 ・ 多面的機能を増進する活動状況 ・ 生産性の向上や担い手の定着等に関する取組状況 <p>(農業生産活動等が効率的・継続的に行われるための、農業生産性や収益の向上、担い手の定着等への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落機能の活発化の状況等を踏まえた協定取組前後の変化 <p>共同取組活動に係る交付金の活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の配分、共同取組活動分の交付金の使途 	<p>5</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>8</p> <p>10</p>

現行制度の考え方	検証事項等	該当頁
<p>一団の農用地（1ha以上）ごとに締結。営農上の一体性があれば、複数の一団の農用地を含めて1つの協定とすることもできる。</p> <p>営農上の一体性 次のいずれかの要件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地間で耕作者等が重複し、かつその全ての耕作者等による共同作業が行われている場合。 ・同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合。 ・団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合 <p>《個別協定》</p> <p>認定農業者等と農用地の権原を有する者との間で締結（主な規定事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の対象となる農用地、交付金の使用方法 ・設定権利等の種類、委託者名、契約年月日、期間等の事項に加え、一団の農用地すべてを耕作している者及び都府県で3ha以上（北海道30ha以上、草地は100ha以上）の経営をしている者はその自作地も対象 	<p>集落協定の規模別取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落協定の規模 ・ 営農上の一体性の適用 <p>共同取組活動での多様な主体との連携状況</p> <p>個別協定の取組状況等</p>	<p>6</p> <p>1 1</p> <p>1 2</p>

現行制度の考え方	検証事項等	該当頁
<p>(対象地域) 特定農山村地域、山村振興地域、過疎地域、半島地域、離島地域、沖縄、奄美群島、小笠原諸島の地域振興立法指定地域 特認地域（知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域） なお、特認地域の面積は、各都道府県における8法地域内外の農用地区域内の農用地面積のそれぞれ5%以内等。</p> <p>特認基準に関する国のガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8法地域内 勾配が田で1/100以上、畑等で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。 ・ 8法地域外 8法地域に地理的に接する農用地、農林統計上の中・山間農業地域、三大都市圏の既成市街地等に該当せず、人口集中地区からの距離が30分以上等、三つのうちのいずれかの要件を満たし、かつ、傾斜基準等の国の指定基準を満たす農用地であること。 	<p>都道府県特認基準の設定の内容及び活用状況</p> <p>8法指定地域内外別の特認基準の設定状況</p>	<p>13</p> <p>13</p>

現行制度の考え方	検証事項等	該当頁
<p>(交付金の交付対象となる農用地(対象農用地)) 農振農用地区域内に存する一団の農用地(1ha以上の面積)であって、次のいずれかの基準を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 急傾斜農用地(田1/20以上、畑等15度以上) b 自然条件により小区画・不整形な田 c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が高い(70%以上)草地 d 市町村長が特に認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・緩傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上) ・高齢化率(40%以上)、かつ、耕作放棄率が高い(田8%、畑15%以上)集落に存する農地 e 上記の基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準に該当する農用地 <p>限界的農地(耕作放棄の懸念が特に大きい農地)の取扱い 平成16年度までに林地化するための準備を行い、植林することが集落協定にあらかじめ位置付けられている場合は、交付金の交付対象。</p>	<p>市町村特認基準の取り組み状況、市町村基本方針に定めている対象農用地の範囲</p> <p>農振農用地区域に編入することにより対象農用地の要件を満たすことになった農用地の状況</p> <p>対象農用地に含まれる限界農用地の林地化の状況</p>	<p>1 4</p> <p>5</p> <p>5</p>

現行制度の考え方	検証事項等
<p>(協定の期間) 農業生産活動等を通じて多面的機能を確保するという趣旨からは、一定のまとまりのある期間を要件とすることが適当という観点から、協定期間は5年間以上。</p> <p>(交付金の返還) ・協定農用地が耕作又は維持管理が行われなかった場合 ・多面的機能を増進する活動が行われなかった場合 等の場合は、原則、協定農用地すべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還。 交付金返還の免責事由 ・農業者の死亡、病気等の場合 ・自然災害の場合 ・土地収用法等に基づき収用若しくは使用を受けた場合等 ・農用地転用の許可を受けて農業用施設等とした場合</p> <p>(交付金の交付とその終了) 交付金の交付は、生産性の向上、付加価値の向上等による農業収益の向上、生産環境の整備等により、生産条件が不利な地域における農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施。 交付金の交付は、以下のいずれかの場合に終了。 ・交付がなくても集落全体として、農業生産活動等の継続が可能となり、耕作放棄のおそれがないと判断される場合（集落内） ・担い手の利用権の設定等により農業生産活動の継続が可能となり、耕作放棄のおそれがないと判断される場合（市町村内） ・農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合（農業者）</p>	<p>「5年間」の協定期間</p> <p>交付金返還免責事由等</p> <p>交付金交付の終了状況</p>